

議第 1 号議案

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の一部改正

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 5 月 27 日提出

横浜市会議員

伊黒	波川	洋之助	助勝也雄郎昭進研海訓尚右男志明次人保子寿弘くら子夫雄一郎子る矩	大久保	純男	男茂太健浩雄一生一則夫宏弘一和之美雄一治子生貴子子一人一子雄和	川佐	口藤	正祐	寿文
斉清	藤水	達富太郎	也雄郎昭進研海訓尚右男志明次人保子寿弘くら子夫雄一郎子る矩	坂洪	藤井	太健浩雄一生一則夫宏弘一和之美雄一治子生貴子子一人一子雄和	酒嶋	藤井	勝勝鎮直正正節太珠晃大孝正久真静秀大正憲美正桂典正紀	誠夫則雄季人人馬郎江嘉輔敏一雄義二江昭貴孝夫子雄一郎子治子
鈴田	木中	忠	昭進研海訓尚右男志明次人保子寿弘くら子夫雄一郎子る矩	瀬田	野井	康一耕峰榮忠由隆康智國裕睦重伸正直卓正智正清紳慶重富	関畑	野川	勝勝鎮直正正節太珠晃大孝正久真静秀大正憲美正桂典正紀	則雄季人人馬郎江嘉輔敏一雄義二江昭貴孝夫子雄一郎子治子
福松	本田	一	昭進研海訓尚右男志明次人保子寿弘くら子夫雄一郎子る矩	藤丸	山山	康一耕峰榮忠由隆康智國裕睦重伸正直卓正智正清紳慶重富	古山	下山	勝勝鎮直正正節太珠晃大孝正久真静秀大正憲美正桂典正紀	季人人馬郎江嘉輔敏一雄義二江昭貴孝夫子雄一郎子治子
山吉	原田	助大芳	昭進研海訓尚右男志明次人保子寿弘くら子夫雄一郎子る矩	横渡	山邊	康一耕峰榮忠由隆康智國裕睦重伸正直卓正智正清紳慶重富	五市	十嵐野	勝勝鎮直正正節太珠晃大孝正久真静秀大正憲美正桂典正紀	人人馬郎江嘉輔敏一雄義二江昭貴孝夫子雄一郎子治子
飯井	上辺	三津代	昭進研海訓尚右男志明次人保子寿弘くら子夫雄一郎子る矩	石荻	原粥	康一耕峰榮忠由隆康智國裕睦重伸正直卓正智正清紳慶重富	川高	口梨山	勝勝鎮直正正節太珠晃大孝正久真静秀大正憲美正桂典正紀	馬郎江嘉輔敏一雄義二江昭貴孝夫子雄一郎子治子
川土	志田	敏伸	昭進研海訓尚右男志明次人保子寿弘くら子夫雄一郎子る矩	小中	尾野	康一耕峰榮忠由隆康智國裕睦重伸正直卓正智正清紳慶重富	高中	山本部	勝勝鎮直正正節太珠晃大孝正久真静秀大正憲美正桂典正紀	嘉輔敏一雄義二江昭貴孝夫子雄一郎子治子
花森	地藤	正泰昌	昭進研海訓尚右男志明次人保子寿弘くら子夫雄一郎子る矩	星森	井納	康一耕峰榮忠由隆康智國裕睦重伸正直卓正智正清紳慶重富	松谷	田滝村	勝勝鎮直正正節太珠晃大孝正久真静秀大正憲美正桂典正紀	敏一雄義二江昭貴孝夫子雄一郎子治子
谷加	波原	昌康	昭進研海訓尚右男志明次人保子寿弘くら子夫雄一郎子る矩	石加	藤橋	康一耕峰榮忠由隆康智國裕睦重伸正直卓正智正清紳慶重富	大木	村藤	勝勝鎮直正正節太珠晃大孝正久真静秀大正憲美正桂典正紀	義二江昭貴孝夫子雄一郎子治子
源榊	原田	康さく	昭進研海訓尚右男志明次人保子寿弘くら子夫雄一郎子る矩	高福	島田	康一耕峰榮忠由隆康智國裕睦重伸正直卓正智正清紳慶重富	手牧	塚嶋	勝勝鎮直正正節太珠晃大孝正久真静秀大正憲美正桂典正紀	江昭貴孝夫子雄一郎子治子
仁望	月上	久民	昭進研海訓尚右男志明次人保子寿弘くら子夫雄一郎子る矩	和若	桑林	康一耕峰榮忠由隆康智國裕睦重伸正直卓正智正清紳慶重富	伊太	田貫	勝勝鎮直正正節太珠晃大孝正久真静秀大正憲美正桂典正紀	貴孝夫子雄一郎子治子
井串	田治	文裕	昭進研海訓尚右男志明次人保子寿弘くら子夫雄一郎子る矩	白飯	井沢	康一耕峰榮忠由隆康智國裕睦重伸正直卓正智正清紳慶重富	大関	幡田	勝勝鎮直正正節太珠晃大孝正久真静秀大正憲美正桂典正紀	孝夫子雄一郎子治子
河中	島藤	充み	昭進研海訓尚右男志明次人保子寿弘くら子夫雄一郎子る矩	飯田	中野	康一耕峰榮忠由隆康智國裕睦重伸正直卓正智正清紳慶重富	小山	山山	勝勝鎮直正正節太珠晃大孝正久真静秀大正憲美正桂典正紀	一郎子治子
工宇	都宮	義	昭進研海訓尚右男志明次人保子寿弘くら子夫雄一郎子る矩	荻内	田溝	康一耕峰榮忠由隆康智國裕睦重伸正直卓正智正清紳慶重富	杉大	山桐	勝勝鎮直正正節太珠晃大孝正久真静秀大正憲美正桂典正紀	子治子
藤菅	野		昭進研海訓尚右男志明次人保子寿弘くら子夫雄一郎子る矩	横		康一耕峰榮忠由隆康智國裕睦重伸正直卓正智正清紳慶重富	片		勝勝鎮直正正節太珠晃大孝正久真静秀大正憲美正桂典正紀	

横浜市条例（番号）

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の一部を改正する

条例

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事由があると認められるときは、市長及び副市長の退職の日から3月以内に市会の議決をもって市長及び副市長の退職手当の額を減額することができる。

第9条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第2項ただし書の規定により退職手当の額を減額して支給する場合には、同項ただし書の議決の日から起算して1月以内に支払わなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

市長及び副市長の退職手当について、退職の日から3月以内に市会の議決をもってその額を減額することができるものとする等のため、横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の一部を改正したいので提案する。